

一般財団法人聚楽教育会 定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は一般財団法人聚楽教育会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は主たる事務所を京都市上京区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は京都市立西陣中央小学校及び聚楽学区とその周辺地域に於ける教育の発展と地域の振興を図るため学校教育を後援し、家庭と社会とを改善する事を目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は前条の目的を達するために以下の事業を行う。

- (1) 地域の教育の充実を図る事業
- (2) 地域の児童生徒の育成支援事業
- (3) 地域の文化発展と振興に関する事業
- (4) 地域高齢者の社会参加活動支援事業
- (5) 地域住民の交流推進支援事業
- (6) 地域における各団体の後援
- (7) 聚楽会館の管理・運営
- (8) その他この法人の目的を達するために必要な事業

第 3 章 資産及び会計

(基本財産)

第 5 条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な後記の財産は、この法人の基本財産とする。

- (1) 別表記載の財産
- (2) この法人の評議員会の決議により組み入れる財産

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、予め理事会及び評議員会

の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算については、毎事業年度開始前に理事長が編成し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする

第4章 評議員

(評議員)

第9条 この法人に、評議員5名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

2 前項に定める評議員の選任及び解任の方法は、評議員会の決議によって変更することができる。

3 各評議員については、当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準じる者として当該評議員と政令で定める特別の関係がある者を含む）である評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えてはならない。

4 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く）の評議員、理事又は使

用者である者その他これに準ずる相互に密接か関係にあるものとして政令で定める者である評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えてはならない。

(任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 第9条に定める評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬)

第12条 評議員の報酬は、無報酬とする。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 この法人の評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。定時評議員会は、毎事業年度の終了後2ヶ月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 この法人の評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

- 第 17 条 評議員会の決議は、評議員（決議について特別の利害関係を有する評議員を除く。）の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、評議員（決議について特別の利害関係を有する評議員を除く。）の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第 18 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び評議員会において選任された議事録署名人がこれに記名押印するものとする。

第 6 章 役 員

(役員)

- 第 19 条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 5名以上10名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とし、3名を常任理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第 20 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事は、相互に親族関係等の特別な関係にある者が理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 4 監事は、相互に親族その他特別の関係ある者であってはならない。
- 5 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行し、常任理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常任理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(役員任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事または監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 24 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 25 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(役員損害賠償責任の免除)

第 26 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用する同法第 114 条第

1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

第 7 章 理 事 会

(構成)

第 27 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常任理事の選定及び解職

(招集)

第 29 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって理事会の日の5日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第 30 条 理事会の議長は、理事長とする。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の1以上が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長および監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第 8 章 会 員

(種別)

第 33 条 当法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする次の 2 種を会員とすることができる。

- (1) 正会員 理事会の承認を受けた団体
- (2) 準会員 理事会の承認を受けた個人

(入会)

第 34 条 会員となるには、当法人所定の様式による申込をし、理事会の承認を得るものとする。

(会員の資格の喪失)

第 35 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 除名されたとき

(退会)

第 36 条 会員は、当法人所定の様式による届出をし、任意に退会することができる。

(除名)

第 37 条 会員にこの法人の名誉を傷つけ、又は法人の目的に反する行為があったときには、理事会の決議により、これを除名することができる。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 10 条についても適用する。

(解散)

第 39 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第 40 条 この法人の解散に伴う残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 この法人は、設立者その他の者に対し、剰余金の分配を行うことができない。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 41 条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 1 1 章 職 員

(職員)

- 第 42 条 この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。
- 2 事務局長、その他の重要な職員を除く職員は、理事長が任免する。
 - 3 職員は、有給とすることができる。

第 1 1 章 雑 則

(委任)

- 第 43 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は大柳 忠三氏とする。
また常任理事は永田賢三氏、平松純一氏、齋藤直久氏の 3 名を置く。

別表 基本財産 (第 5 条関係)

財産種別	場所・物量等
土 地	381.98㎡ 京都市上京区中立売通堀川西入役人町 2 5 7 番地
建 物	205.20㎡ (延床面積) 同所同番地 家屋番号 1 9 番